訪問看護ステーション笑の木　料金表【介護保険】

四街道市(5級地):10.70円/単位

♦ 基本料金(1回の訪問看護の利用料金)

〈1〉 訪問看護費

営業時間内	単位	1回あたりの基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314	3359円	336円	672円	1008円
30分未満	471	5039円	504円	1008円	1512円
30分以上1時間未満	823	8806円	880円	1760円	2640円
1時間以上1時間30分未満	1128	12069円	1207円	2414円	3621円

※准看護師による訪問については、1回につき90/100の料金になります。

[理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護]

サービスの内容	単位	1回あたりの基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
1回20分(1日2回まで)	294	3145円	315円	630円	945円

※理学療法士等による訪問が1日3回以上の場合は1回につき90/100の料金で週6回まで
となります。
※前年度の理学療法士等による訪問回数と看護師の訪問回数、加算の有無により減算となる
場合があります。

〈2〉 介護予防訪問看護費

営業時間内	単位	1回あたりの基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303	3242円	324円	648円	972円
30分未満	451	4825円	483円	966円	1449円
30分以上一時間未満	794	8495円	850円	1700円	2550円
1時間以上1時間30分未満	1090	11663円	1166円	2332円	3498円

※准看護師による訪問については、1回につき90/100の料金になります。

[理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護]

サービスの内容	単位	1回あたりの基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
1回20分(1日2回まで)	284	3038円	304円	608円	912円

※理学療法士等による訪問が1日3回以上の場合は1回につき50/100の料金で週6回まで
となります。
※前年度の理学療法士等による訪問回数と看護師の訪問回数、加算の有無により減算となる
場合があります。

♦加算料金

介護保険法の規定により以下の場合は加算料金が必要になります。

項目		内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	（Ⅰ）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350	374円	748円	1122円
	（Ⅱ）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合	300	321円	642円	963円
緊急訪問看護加算（Ⅰ）		24時間の連絡体制をとり、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制をご利用者の同意を頂いた場合に算定	600	642円	1284円	1926円
退院時共同指導加算		主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定	600	642円	1284円	1926円
長時間訪問加算		〈表A〉に該当する利用者に対して、90分を超える場合に算定　※ケアプランに90分の計画が入っている場合のみ	300	321円	642円	963円
特別管理加算　Ⅰ		利用者が〈表Aの①〉に該当する場合に算定	500	535円	1070円	1605円
特別管理加算　Ⅱ		利用者が〈表Aの②〉に該当する場合に算定	250	267円	535円	803円
ターミナルケア加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上のターミナルケアを実施していること 主治医との連携の下ターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びご家族に説明・同意を得てターミナルケアを実施した場合に算定	2500	2675円	5350円	8025円
複数名訪問看護加算　Ⅰ		2人の看護師が同時に訪問する場合に算定	30分未満 254	272円	544円	816円
			30分以上 402	430円	860円	1290円
複数名訪問看護加算　Ⅱ		看護師等と看護助手者が同時に訪問看護を行う場合に算定	30分未満 201	215円	430円	645円
			30分以上 317	340円	680円	1020円
介護職員等処遇改善加算		職員の処遇改善を通じて、安定した訪問看護サービスを継続して提供するための制度	1か月の総単位数×1.8%×10.7			
早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時から午後10時）			基本料金の25%増し			
深夜（午後10時～午前6時）			基本料金の50%増し			

《表A》 厚生労働大臣が定める状態

①	特別訪問看護加算Ⅰ	・在宅悪性腫瘍患者指導等を受けている状態　・気管カニューレを使用している状態 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態　・留置カテーテルを使用している状態
②	特別訪問看護加算Ⅱ	・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析患者、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門又は人口膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

♦その他の費用（保険適応外の料金）

項目	内容	料金
キャンセル料	前日17時までに連絡があった場合や緊急時の場合	無料
	当日、訪問までの連絡の場合	1回の基本料金の10%
	訪問まで連絡がない場合	1回の基本料金の100%
エンゼルケア	永眠時の処置料（物品及び材料費等は実費）	15000円
交通費	6km以上11km未満	150円/回
	11km以上16km未満	300円/回
	16km以上	450円/回

※交通費は通常の事業の実施地域を超えて行う場合に請求となります。

訪問看護ステーション笑の木　料金表【医療保険】

♦ 基本料金表(1回の訪問看護の利用料金)

療養費区分	訪問の日数		基本療養費	管理療養費	合計金額	負担金額		
	月の日数	週の日数				1割	2割	3割
(Ⅰ)通常	1日目	週3日まで	5550円	7710円	13220円	1322円	2644円	3966円
(Ⅱ)同一建物		週4日目以降	6550円		14220円	1422円	2844円	4266円
居住者	2日目～	週3日まで	5550円	3000円	8550円	855円	1710円	2565円
同一日2人		週4日目以降	6550円		9550円	955円	1910円	2865円
(Ⅱ)同一建物	1日目	週3日まで	2780円	7440円	10220円	1022円	2044円	3066円
居住者		週4日目以降	3280円		10720円	1072円	2144円	3216円
同一日3人以上	2日目～	週3日まで	2780円	3000円	5780円	578円	1156円	1734円
		週4日目以降	3280円		6280円	628円	1256円	1884円
(Ⅲ)外泊者	入院中1回　※2		8500円		8500円	850円	1700円	2550円

項目			金額	負担金額		
				1割	2割	3割
物価対応料	燃料費、光熱費、医療材料費等の物価高騰に対応し、安定した訪問看護サービスを継続するための費用	令和8年6月～	月初回60円	6円	12円	18円
			2回目以降20円	2円	4円	6円
		令和9年6月～	月初回120円	12円	24円	36円
			2回目以降40円	4円	8円	12円
ベースアップ評価料(Ⅰ)	看護職員等の処遇改善および人材確保を目的とし、質の高い訪問看護サービスを継続して提供するための費用	令和8年6月～	1050円	105円	210円	315円
		令和9年6月～	2100円	210円	420円	630円
医療DX情報活用加算	オンライン資格確認等を活用し、診療情報や薬剤情報を取得することで、より安全で質の高い訪問看護を提供するための費用		50円	5円	10円	15円

※医療保険における訪問看護は原則1日1回(1回の訪問は90分まで)、週3日までとなっております。
ただし、病名等によっては複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上の訪問が可能です。

※2 〈表1〉〈表2〉の対象者は、入院2回まで算定できます。

♦ 加算料金表(状況・要望に応じて加算する利用料)

項目			金額	負担金額		
				1割	2割	3割
24時間対応体制加算	電話等で24時間連絡をできる体制にあり、必要時に緊急時訪問を行う体制にある場合		6800円/月	680円	1360円	2040円
緊急時訪問看護加算	診療所または在宅療養支援診療所等の主治医・連携先の医療機関の医師の指示で緊急の訪問を行った場合	月14日まで	2650円/日	265円	530円	795円
		月15日目以降	2000円/日	200円	400円	600円
医療情報連携加算	ICTを活用し、医師、薬剤師、ケアマネジャー等の関係機関を必要な診療情報を共有し、切れ目のない支援を提供するための費用		1000円/月	100円	200円	300円
難病等複数回訪問加算	〈表1〉〈表2〉及び特指示の対象者	2回	4500円/日	450円	900円	1350円
		3回以上	8000円/日	800円	1600円	2400円
長時間訪問看護加算	〈表2〉対象者　90分以上		5200円/日	520円	1040円	1560円
複数名訪問加算	・〈表1〉〈表2〉 ・特別訪問看護指示書に係わる指定訪問看受けている者 ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者 ・利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者	看護師＋看護師等	4500円/週1日	450円	900円	1350円
		看護師+准看護師	3800円/週1日	380円	760円	1140円
		看護師+看護補助者(別に厚生労働大臣が定める場合除く)	3000円/週3日	300円	600円	900円
		看護師＋看護補助者(厚生労働大臣が定める場合に限る)	1日1回3000円	300円	600円	900円
			1日2回6000円	600円	1200円	1800円
			1日3回10000円	1000円	2000円	3000円
夜間・早朝訪問看護加算	18:00～22:00　6:00～8:00		2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	22:00～6:00		4200円	420円	840円	1260円
特別管理加算	〈表2〉①の対象者		5000円/月	500円	1000円	1500円
	〈表2〉②の対象者		2500円/月	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医等と在宅に必要な指導をした場合	〈表1〉〈表2〉2回	8000円/回	800円	1600円	2400円
		〈表2〉更に加算	2000円	200円	400円	600円
退院支援加算	〈表1〉〈表2〉退院時の訪問看護		6000円/回	600円	1200円	1800円
在宅患者連携指導加算	文書などの情報を基に指導した場合		3000円/回	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	主治医の求めにより共同カンファレンスを行い、必要な指導をした場合		2000円/月2回まで	200円	400円	600円
ターミナルケア療養費	1	在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した場合	25000円	2500円	5000円	7500円
	2	特別養護老人ホーム等で死亡した場合、看取り介護加算等を算定している場合	10000円	1000円	2000円	3000円

〖訪問看護情報提供療養費〗

項目		金額	負担金額		
			1割	2割	3割
訪問看護情報提供療養費　Ⅰ	市町村からの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病等の利用者に係る情報提供をした場合	1500円/月	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費　Ⅱ	厚労大臣が定める疾病等の利用者の入学・転校時に義務教育諸学校からの求めに応じ、情報提供をした場合	1500円/月	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費　Ⅲ	保険医療機関等へ入院・入所にあたり主治医に情報提供をした場合	1500円/月	150円	300円	450円

※《表1》 特掲診療料の施設基準等「別表第7」に掲げる疾病等の者

①末期の悪性腫瘍　②多発性硬化症　③重症筋無力症　④スモン　⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症　⑦ハンチントン病　⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上皮麻痺、大脳皮質核変性症及びパーキンソン病 （ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のもの ⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） ⑪プリオン病　⑫亜急性硬化性全脳炎　⑬ライソゾーム病　⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症　⑯球髄性筋萎縮症　⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎　⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷　⑳人工呼吸器を使用している状態

※《表2》 特掲診療料の施設基準等「別表第8」に掲げる疾病等の者

①	・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態にあるもの ・気管カニューレを使用している状態にある者 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にあるもの ・留置カテーテルを使用している状態にある者
②	・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析患者、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門又は人口膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

♦ その他の利用料（保険適応外の料金）

営業時間内（9:00～17:00）で90分を超える訪問 ※長時間訪問看護加算の対象外の時	30分毎	1000円
休日の訪問	30分毎	1000円
週3回を超える訪問（回数制限のある方）	1回	8500円

項目	内容	料金
キャンセル料	前日17時までに連絡があった場合や緊急時の場合	無料
	当日、訪問までの連絡の場合	1回の基本料金の10%
	訪問まで連絡がない場合	1回の基本料金の100%
エンゼルケア	永眠時の処置料（物品及び材料費等は実費）	15000円
交通費	6km以上11km未満	150円/回
	11km以上16km未満	300円/回
	16km以上	450円/回

※交通費は通常の事業の実施地域を超えて行う場合に請求となります。